

社会福祉法人 紡 定款施行細則

(目的)

第一条 この細則は、社会福祉法人紡（以下「法人」という。）定款第四〇条の規定により、法人の管理運営と業務の細部に関しこれを定め、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図る事を目的とする。

(理事会への報告事項)

第二条 理事会へ報告すべき法人の業務は次の通りとする。

- ① 監事の監査結果
- ② 行政官庁が実施した検査又は調査の結果
- ③ 理事長が決裁した事案の内、理事長が報告する必要があると認めた事項
- ④ その他役員から報告を求められた事項

(役員の中途退任)

第三条 役員はやむを得ない事由により任期の途中において退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(役員の欠員補充)

第四条 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(理事総数の定義)

第五条 理事会の開催要件、議決要件として使用している理事定数について、欠員が生じている場合は欠員を除いた理事現数が理事総数となる。

(理事長の勤務)

第六条 理事長は業務遂行のため法人本部及び各事業所に赴き決裁等を取り行う。

(役員の報酬及び費用弁償)

第七条 役員の報酬は、各年度の総額が200万円を超えない範囲とする。

- 2 理事長の報酬は、月額 120,000円とする。別途交通費を支給する。
- 3 理事長以外の役員の報酬は、理事会に1回出席につき10,000円、監事が監査を行った場合は1回につき30,000円とする。
- 4 役員が理事会に出席した時は、1回につき2,000円の交通費を支給する。
- 5 監事が監査を行った場合は、1回につき5,000円の交通費を支給する。

(評議員の中途退任)

第八条 評議員はやむを得ない事由により任期の途中において退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(評議員の欠員補充)

第九条 評議員に欠員が生じた場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員総数の定義)

第一〇条 評議員会の開催要件、議決要件として使用している評議員定数について、欠員が生じている場合は欠員を除いた評議員現数が評議員総数となる。

(評議員の報酬及び費用弁償)

第一一条 評議員が評議員会に出席した時は、1回につき2,000円の交通費を支給する。

- 2 評議員の報酬は、評議員会に1回出席につき10,000円とする。

(法人事務局)

第一二条 法人に事務局を置き、事務長及び事務主任、事務員を配置する。

2 事務長及び事務主任は、役職員の中から理事長が任命し兼務を妨げない。

3 事務長は、事務局の分掌事務を掌理し、事務を処理する。

(分掌事務)

第一三条 事務局の分掌事務は次の通りとする。

- ① 理事会に関する事
- ② 諸規定の整備に関する事
- ③ 資金の計画、調達、運用に関する事
- ④ 登記に関する事
- ⑤ 職員人事に関する事
- ⑥ 事業計画及び予算に関する事
- ⑦ 事業報告及び決算に関する事
- ⑧ 会計に関する事
- ⑨ 現状の報告に関する事
- ⑩ 許認可等各種申請に関する事
- ⑪ 不動産の賃貸借契約に関する事
- ⑫ 業務に関わる各種保険に関する事
- ⑬ 代表印が必要な各種取引
- ⑭ その他、理事長が指示した事項に関する事

(運営協議)

第一四条 法人の業務及び管理を円滑に行う為に必要な事案を協議する場として、運営協議を行う。

2 理事長が招集し、統括する。

3 役員のほか事務長、施設長等必要があるときは出席を求める。

4 主な審議事項

- ① 事業遂行に関する事
- ② 情勢等の分析確認
- ③ 労務人事に関する事
- ④ 各事業所より付議された必要な事項
- ⑤ 次回理事会に付議する事項の決定
- ⑥ その他理事長が必要と認める事項

附則

本細則は、平成26年 5月30日より施行する。

平成29年 4月 1日改訂